

神明勧請と神明造：伊勢神宮の模倣をめぐって

加藤，悠希
九州大学大学院芸術工学研究院：准教授

<https://hdl.handle.net/2324/7343638>

出版情報：2021年度大会（東海）研究集会資料，pp. 41-48，2021-09．日本建築学会
バージョン：
権利関係：



神明勧請と神明造—伊勢神宮の模倣をめぐって *Kanjo of the deity of Ise and Shinmei-zukuri Style: On the Imitation of Ise Jingu Shrine*

加藤 悠希
KATO Yuki

九州大学大学院, 准教授, 博士 (工学) (kato@design.kyushu-u.ac.jp)
Kyusyu University, Faculty of Design, Associate Professor, Ph.D.

This paper deals with *kanjo* (separation and transference of the deity) of Ise Jingu Shrine and the accompanying imitation of the form and style of the shrine buildings. Since the 15th century, Ise Jingu Shrine has appealed for the restrictions on the *kanjo* and the imitation of the shrine buildings. In the 17th century, an understanding of the architectural style of *Shinmei-zukuri* based on the Ise Jingu shrine was established, and *Shinmei-zukuri* shrines were built in various places throughout the Edo period. It is unclear what the imitation of the shrine building was like in the Middle Ages, but the spread of the understanding of *Shinmei-zukuri* in the Edo period may have had the effect of standardizing the method of imitation.

はじめに

神社の本殿を説明する際、現在では一般に流造・春日造などといった形式による分類が使われる。前稿¹⁾においては、このような「〇〇造 (作)」という分類が17世紀頃に普及・定着したとみられること、そしてそのきっかけは、祭神を勧請する際に勧請元の社殿形式を模倣するための手本として大工の間で通用されるようになったことにあると推測されることを指摘した。

伊勢神宮の形式を規範とする神明造も、このような社殿形式の一つである²⁾。新たに社殿を造営するにあたって神明造という形式を選択する場合には、本家本元の伊勢神宮とどれほど似ているか、あるいは似ていないか、という指標が必然的にあらわれる。つくる側も当然そのことをわきまえて、伊勢神宮の社殿形式に関する情報をそれなりに持ったうえで、どれほど似せるか、あるいは似せないか、ということを経験しただろう。すなわち、形式の選択という行為は必然的に「模倣」という指標を伴い、「〇〇造」という分類で整理される神社本殿の造形とは、多くの場合形式の選択と模倣をめぐって検討の帰結として解釈されるのである。

伊勢神宮では中世以来、神明勧請や、それに伴う社殿の形態の模倣の規制をしばしば訴えている。その規制の対象となる形態的特徴が現在理解されるところの神明造に類するものであったかという点は後に多少触れることとするが、中世・近世において伊勢神宮社殿の形式・形態を模倣すること、神明造社殿を採用することに対する何らかの社会的制約があったことは確かである。また、規制を訴えたということは、実態として神明勧請や社殿の模倣が多くみられたということでもある。そこで本報告では、近世から近代を中心に扱った前稿から時代を遡り、中世から近世初頭における神明勧請と伊勢神宮の社殿の模倣に着目し、形式を分類することと、形態を模倣することの意味についてさらに考察を進めることとする。

1 室町期における神明勧請と社殿の模倣

1-1 室町期における神明勧請の規制の要求

永享10年(1438)11月、内宮・外宮の双方から洛中洛外の大神宮勧請をやめさせるように訴えが出された。内宮側の訴えでは、状況は以下のように説明される³⁾。

右謹検旧典、忝天照皇太神五十鈴原之御鎮座者、従高天原下靈宝、下津磐根太宮柱、自被太敷立以来、無其動之処、① 辺地遠境移靈跡奉勧請之条、背神慮者也、爰其在所為神領之時、為符以別宮奉勧請者古今之通法也、② 而近年於在々所々、恣奉造立正殿形、備千木・鰹木・覆左右板等并飭御金物、奉造進大床御階之条、違格式者也、是全非敬神、只示嚴重之由、兼諸人參詣之幣物、存私依怙計也、

主張の要点は以下の通りである。

- ① 天照大神を辺地遠境に勧請するのは神慮に背くことである。ただし神領には「別宮」⁴⁾として勧請するのは古今の通法である。
- ② 近年は各地で勝手に正殿の形を造立して、千木・鰹木・覆板(薨覆)・左右板(泥障板)等を備え金物を飾り、大床・御階を造進するものがあるが、格式に違うものである。これは敬神ではなく、厳めしく見せることで参詣者の幣物を獲得するためのものである。

①は祭神の勧請に関して、神領以外に勧請することは禁すべきものであるという認識であったことを示す。しかし、実態としては②にいうように祭神を勧請したうえで社殿の形をも模倣するものが各地に誕生していた。それらは、伊勢神宮側からみれば、信仰にもとづく宗教的な行為ではなく、参詣者の幣物を取り、結果として伊勢神宮に入ってくるはずの収益を奪う、経済的利益を目的とする悪質な行為と解釈される。書状の別の部分では、今

までは神明勧請についてわざわざ訴え出ずに済ませてきたが、最近では度が過ぎる状況であるので訴え出るに至ったとも説明している（「于今可申不申、徒送年月之处、近日天恠過法之間、令注進言上」）。

続いて建築に関わる②の記述をみると、建築の部位として直接言及される千木・鰹木・葺覆・泥障板や大床・御階は、いずれも外観に大いに関わる要素ではあるものの、屋根の頂部と縁廻りばかりに偏っており、現在理解されるところの神明造の形式的特徴を捉えるものとはいえない。「恠奉造立正殿形」という表現をふまれば、上記の要素に限らず正殿の全体的な造形も模したものであった可能性もあるが、それらが神明造に類するものであったかは不詳とせざるを得ない。

同時期に出された外宮側の訴えは「而於在々所々忽奉勧請尊神之条、神慮之恐不少、自然其在所為神領之時、為其符以末社奉鎮祝者、古今雖在之、於近年所々恠莊嚴於正殿儼整千木・鰹木・御飾之金物等、造進大床御階之条、格式違犯者也、是全非敬神之儀、併神慮違背之族也、」というもので、内宮のものとは比べて多少文言は異なるが内容はほぼ一致する⁵⁾。

その後も神明勧請をめぐる問題は引き継がれたようで、享徳2年（1452）になって再度内宮から訴えが起こされた。そこでは「而近年於在々所々、或号御託宣、或構飛而御座、恠奉造立正殿形、備千木・鰹木・覆左右板等并飭御金物、奉造進大床御階之条、格式違犯之儀也、是全非敬神、只示嚴重之由、兼諸人參詣之幣物、存私依怙計也、」という。文言からみて永享10年（1438）の訴えが下敷になっていることは間違いない⁶⁾。さらにこのときは、近頃になってそのような例が倍増したとも述べる（「于今不申可申、徒送年月之处、近日此儀令倍增、興行輩招其科之条、言上時至者歟」）。この書きぶりも永享10年のものと似るので、決まり文句のようなものであっただろう。

享徳年間の訴えの直接のきっかけになったのは、栗田口神明社とその棚守職の吉田兼孝であった。それに対して、前年の12月に神祇官解として「請殊蒙天裁、被経次第上奏、洛中洛外所々散在神明并同栗田口神明棚守職卜部兼孝、停卜氏号以下状」が出されている⁷⁾。この神祇官解では、神明勧請に関して「爰称栗田口神明者、非公武之御願、非人臣之勧請、偏為唱門士等巧」という興味深い記述がある。すなわち、神明勧請について唱門士のような民間の宗教者がつくったものは問題であるが、公武や人臣によるものであれば許容されるというのである⁸⁾。この栗田口神明のように、各地に勝手に誕生する神明勧請の規制を求める伊勢神宮側の訴えは、祈年穀奉幣のボイコットの可能性に言及してもなかなか聞き届けられず、翌年まで繰り返されるので、朝廷としては積極的に神明勧請を取り締まろうとする意志はなかったらしい。

この永享および享徳の神宮側の訴えからは、神領以外のところで濫りに伊勢神宮を模した社殿を建てることは

憚るべきものと、少なくとも伊勢神宮側は捉えていたものの、実態として規制は機能せず、京都や各地で神明勧請が行われるようになっていた状況が理解される。また、神祇官解の見解では公武や人臣によるものであれば許容されるというものであった。

さらに、神明勧請とあわせて社殿の形態も模すということが行われていたこともわかる。その模倣のあり方が現在の神明造という形式の理解に合致するものかどうかは不明であるが、そもそも伊勢神宮の社殿の形態を模倣するからには、模倣であることが勧請先の神社において参詣者にある程度理解されると想定されていたはずである。すなわち、当時において伊勢神宮の社殿として認知される何らかのイメージが流布していたのではないかと推測される。

1-2 中世における伊勢神宮社殿のイメージ

それでは、中世において伊勢神宮の社殿がどのようにみられていたか。この点については東久仁政が中世・近世の主だった記述を整理しているが⁹⁾、ここでは比較的具体性を持った通海『太神宮参詣記』（弘安9年～正応元年頃（1286～88））と坂十仏『伊勢太神宮参詣記』（康永元年（1342））の記録を挙げておこう。

就中神宮ノ御事ハ、殿ニ赤キ事加ヘスシテ、殿舎ニモ丹ヲヌル事ナシ。壁ニ白キ事ヲ交スシテ、土上ニ石灰ヌル事ナシ。（中略）千木ノ片ソキモソラス。高欄ノホコ木モスクナリ。是正直ヲ表シテ余社ニ異ナリ。
（通海『太神宮参詣記』¹⁰⁾）

鳥居は冠木もそらず、正直のものを照し給本誓を表す。みずがきには丹朱をもぬらず、御殿には檜皮をもふかず、かやの軒端しどろにふきなして、茅茨きらざりけるむかしを思ひいづ。是は国のわづらひ民の費をあわれみ給故なり。

（坂十仏『伊勢太神宮参詣記』¹¹⁾）

『太神宮参詣記』の著者である通海は伊勢神宮祭主の子であることから、一般の参詣者というよりは伊勢神宮の神職側の認識と見るべきものだろうが、神宮の社殿について、彩色のないこと、千木・高欄の直線的なことを指摘して、余社とは異なるという。いっぽう、坂十仏は、鳥居の冠木の直線的なこと、垣に彩色のないこと、御殿が萱葺であることを指摘する。直線的な部材・彩色のないこと、といった要素が両者に共通する。

このようなイメージと比較的よく合致する伊勢神宮社殿の描写としては、一遍上人聖絵（10巻本）¹²⁾ や伊勢両宮曼荼羅（奈良・正暦寺蔵）¹³⁾ があり、無彩色で直線的な屋根形状、萱葺屋根などの特徴はよく表現されている。

1-3 高嶺太神宮の勧請

一方、伊勢神宮の社殿の模倣としては、異なるイメージも浮かび上がる。実際に中世に伊勢から勧請して建てられて、社殿に様相がある程度確認できる事例として、16世紀前半に大内義興が山口に勧請した高嶺太神宮がある（現在の山口大神宮）¹⁴⁾。これは、先に触れた享徳元年（1451）の神祇官解の表現でいえば、「人臣之勧請」として許容されていたか、あるいは当時の大内氏の権力を考えれば「公武之御願」に匹敵するようなものであろう。勧請時の記録である「高嶺太神宮御鎮座伝記」によると、高嶺太神宮は、大内義興が永正15年（1518）に下向して造営を企て、同年から翌16年にかけて外宮、続いて17年に内宮の作事が行われた¹⁵⁾。建物の仕様については、次のような記載がある。

一、右両社事、以本社萱葺例、下地ハ曾木葺、其上ハかや葺也、

一、両宮丹土塗事、壁塗并社家方若衆に申付被調之、丹土ハ見嶋に在之、（中略）、白土ハ仁保山に在之、黄土ハ国清寺門前正因庵のまへ溝河の岸に在之、たる木・柱・板敷・らんかん・きさ橋等ハ丹土塗也、かへ板・裏板・縁下まハリハ白土塗也、千木・かつほ木・棟木等ハ墨にかゝにて塗之、

ここで両社・両宮といわれるのは高嶺太神宮の内宮・外宮のことである。これらは萱葺・板壁で、壁・柱から千木・鰹木等にいたるまで、彩色が施されていたことがわかる。また、続く項目では「千木上下の木口〔ひしから草已上十六ヶ所〕」（以下〔 〕内は割注）とあって、木口の数から両宮に一对ずつあるはずの千木が置千木の形式と判断でき、現在理解されるところの神明造の姿とは遠いものが想像される。「以本社萱葺例、下地ハ曾木葺、其上ハかや葺也」というのを字義通り理解すれば、直接的に伊勢神宮を模したといえるのは萱葺の部分のみであったということになる¹⁶⁾。

高嶺太神宮造営における「御大工」としては「新兵衛尉兼用〔新左衛門尉恒兼子〕」の名がみえるが、大内氏の御大工であろうか、未確認である。また、遷宮を執行したのは、伊勢の御師である高向二頭大夫光定であった。この光定は伊勢神宮の工匠であった可能性がある。伊勢の工匠は、頭工1人・小工10人の組が内宮は4組（計44人）、外宮は3組（計33人）で構成されるが、浜島一成によると内宮二頭工は、天正2年（1574）に光盛から高向光香に継承された後、17世紀中期まで「光」を頭字とする高向氏に継承されたという¹⁷⁾。高嶺太神宮の造営は天正2年から50年以上遡るものであるが、「高向」「二頭大夫」「光定」といういずれをとっても、内宮二頭工を継承した高向家の一族であったことはほぼ確実であろうし、光定自身が二頭工であった可能性も少なくない¹⁸⁾。高嶺太神宮の造営された時期は、次節に述べるように伊

勢神宮において式年遷宮が中絶していた期間にあたるものの、光定を通じて伊勢神宮の造営に関する情報をそれなりに得ることもできたはずであり、おそらく伊勢神宮にもっと似せようと思えば似せられただろう。にもかかわらず、いわゆる神明造とは言い難い形式で建てられたとすれば、伊勢神宮の社殿形式を知らなかったためではなく、あくまで萱葺屋根という点のみの模倣で十分と判断したということではなかったかと推測される¹⁹⁾。

2 伊勢神宮正遷宮の再興と社殿のイメージ

2-1 永禄・天正の遷宮

伊勢神宮では外宮は永享6年（1434）、内宮は寛正3年（1462）を最後に、100年以上にわたって式年遷宮が中絶する期間があった。その間、外宮の正殿は永享造営のものが文明3年（1471）に倒壊した。さらに、寛正3年（1462）に上棟まで行って造営を中断していたものが延徳2年（1490）に改修されて文亀元年（1501）まで用いられたものの、外宮ではその後は正殿が失われた状態が続いた。また、内宮も、寛正造営の正殿が明応9年（1500）に倒壊した後は正殿が失われた状態にあった²⁰⁾。

永禄6年（1563）に外宮、天正13年（1585）に内宮の正遷宮が再興された際には、先例に関する情報を改めて集める必要があった。内宮の天正度式年遷宮の記録である『天正十三年造宮記』によると、通例では神宮の長官・祢宜衆と神宮の大工である頭工が記録を出し合って寸法を決めていたが、今度は長官・祢宜衆のもとに記録がなかったために例外的に作所から寸法の記録を出したという²¹⁾。

一、以上御宮之寸法出す事、非作所役、長官祢宜衆寄記録讃談して、作所まで御寸法の書物給候法也、又頭工へも御寸法之事相尋、則書上候也、神宮の各の御寸法之記録と、頭工記録を見合、同物なれハ其まゝ、相違あれば双方へ其由申合、中分歟、大略者長官祢宜衆之御寸法をそたてゝ仕也、乍去懸隔之替あらハ、長官祢宜衆、作所頭工談合有て、相定定例也、今度天正十三年遷御之時者、長官祢宜無故実ニより、長官祢宜衆より懇望にて、御寸法を出す也、後々尚々堅懇望候共、御寸法出すへからず、一応々々くるしき事無申計儀也、以墨付懇望、重恩なとゝある程ならハ不及力、書出す事も可有、

このことに関連しては、『天正十三年造宮記』の筆者である藤波氏晴の「引付 天正拾二年より拾六年迄之事」に以下のような記述がある²²⁾。

一、参千貫文にて御造宮申合段、作所并頭工方々、いかほにて成共、承分候との申事候、御造料ニしたかひ宮数并宮立之様躰可有之事也、件之定メ之事、祢宜

衆者長官之館ニ集会、同頭工者三頭元ニ集会シテ、双方様躰申定也、然者、周養上人江以吏者談合、抑両宮一同之遷宮無之、外宮なミと可有事、言語道断、不謂事也、両宮同前と有儀、外宮好所也、忝モ殿舎之寸法、内外之輕重ト記文歴然之事也、上人へ申趣、先同前たらハとうせん、御殿おほきならハ、其感御心得候へ由、從神主中長官内之奉行以兩人、長官同忝宜中被相届也、委細心得被申由、

忝宜衆と頭工の双方が「(宮立之) 様躰」を定めるというのは、『天正十三年造宮記』において寸法を出すというのと同じことを指しているのであろう。さらに、ここでは造料にしたがって建物の数や「様躰」を調整するともいう。また、内宮の場合は内宮と外宮の格差をアピールするためにも、殿舎の寸法の違いが古記録に明らかであることは重要な意味を持っており、慶光院(周養上人)に対してその点を主張している。

これらからは、先例に関する情報が失われかけ、経済的にも困難な状況にあったなかで、社殿をあるべき姿に再興すべく尽力する神職らの実状がうかがわれる。また、まだ社会が安定せず次の遷宮が確実に実施されるという保証もない中において、耐久性の低い萱葺・素木・掘立柱の社殿を建てることに対する疑問は全く差しはさんでいないことにも、注意を払ってよいのかもしれない。勧請という行為に着目すれば伊勢神宮の社殿は「コピー」に対する「オリジナル」であるが、定期的に造替される伊勢神宮の社殿自体が建築における「コピー」のある種の極みとというものである。100年以上ぶりの正遷宮を行うにあたって、中絶からの再創造として古制から変化したとみられる部分がいくらかあるにしても、旧来の社殿形式を変更せず守ろうとしたことは、神職等の強い意思というよりも、わざわざ意識化されないほど自明の信念であったのだろう。

2-2 参詣曼荼羅の描写

その一方で、式年遷宮が再興された時代において伊勢神宮の社殿が伊勢神宮の外部ではどのように認識されていたか。西山克は、伊勢参詣曼荼羅図の諸本の描写から、絵解きをした勧進聖やそれを享受した人々にとっては、社殿形式などどうでもいいものであった、と指摘する²³⁾。それらの絵図にみられる伊勢神宮の社殿の描写は、萱葺の屋根と千木・鰹木が特徴的に表現されていてそれと理解されるものの、入母屋造・妻入で、彩色を施す点は、伊勢神宮社殿の姿とはかけ離れている。これらの図の原図が描かれたとみられる時期には、式年遷宮が再興されていたのに対して、意図的に意匠を違えたかと思われるほどに絵図に描かれる社殿の姿は異なる。しかし、先にみた高嶺太神宮の社殿の様相を合わせて考えると、萱葺で彩色を有する社殿である点は相通ずるものがある²⁴⁾。

伊勢神宮の社殿を描写する、あるいは伊勢神宮の社殿を模倣する、といえ、現代の我々は彩色を施さない神明造形式の社殿を想像してしまうが、16世紀頃には、萱葺屋根で千木・鰹木が載っているだけで十分に伊勢神宮の模倣あるいは描写であることは伝えられるという感覚があり得たのではないか。いまだ十分な論証はできないものの、少なくとも一つの可能性として念頭に置かれるべきだろう。

3 「神明造」の確立

近世になると、大工技術書において伊勢神宮の社殿形式や神明造の社殿形式についての記載がみられるようになる。

まず、『匠明』社記集(慶長13・15年(1608・10)奥書)では伊勢神宮の図が載せられる²⁵⁾。神明造とは記されないが、この時点で伊勢神宮の造営とは直接かわらない大工のもとに社殿に関する情報が届いていることが確認できる。

『建仁寺派家伝書』(延宝5年~宝永年間(1677~1710)頃)の「神宮相殿」では、各種の祭神の勧請に対応する社殿形式が列挙される(表1)²⁶⁾。注意を要するのは、このとき記載されるのが勧請元の社殿形式ではなく、勧請先で建てる時の社殿形式の説明だということである。それは、「住吉神社 四座」について「右四所之神勧請之宮ハ一間社ヲ四所可建之」といい、「稻荷大明神 三座」について「五間社ニ可建之」という言い回しなどに明瞭に確認できる。この「神宮相殿」において、神明造とされるのは、「内宮 三座」について「神明作り三間社」、「外宮 三座」について「神明作り三間社、神明作り一間社有略也、口伝有」との記載があるもののみで、神明造は明確に伊勢の祭神と対応付けられている。すなわち、伊勢の内宮・外宮の祭神を勧請する際に、三間社あるいは一間社の神明造を建てるというのである。ただし、末尾で「神宮相殿」の巻の趣旨が述べられるなかでは「伊勢の神宮、出雲のおほ社、神祇官の祭場ハ法にたかふ事なし、それさへも方に勧請しめれば大に略するのみ也、」としており、勧請先では簡略化すべきものと考えられていたことがわかる。

神明造の木割は『建仁寺派家伝書』の「神社」に記される。「神明作り三間之宮」の項目では、末尾に「右大方ハ伊勢の神宮に準スヘシ、宮の作りやう宗源の替りなし、口伝に至りてハ宮の大サ太サ金もの等の寸法数等迄式法有、右之ことくにして大方儀式に相叶故に此木碎用て吉、」という記述が添えられている。これも、ここで説明される木割が伊勢神宮正殿そのものではなく、それに準じて建てるための形式であることを明瞭に示す。造営を実践する大工にとってみれば、完全な模倣を憚る規範よりも、実際の造営で模倣可能な簡略化された形式を学ぶほうが、より実用的であったのだろう。

甲良宗賀による貞享元年(1684)の識語を有する『黒

表1 『建仁寺派家伝書』「神宮相殿」にみえる本殿形式の記述

社名	形式
内宮 三座	神明作り三間社
外宮 三座	神明作り三間社 神明作り一間社有略也、口伝有
八幡大神宮 三座	流シ作り三間社
末社高良大明神	一社作り
大國魂神社 三座	三間社
下賀茂 二座 上賀茂 一座	一間社二ツ並テ建ル一棟
春日大明神 四座	王子作り之宮四社並へ建之、千木有、和州春日之宮作り如此、 今二間社ヲ春日作りト云テ二ツ並へ作ルト云、是ハ非ナリ、二間社ハ相殿作りト可云
住吉神社 四座	右四所之神勸請之宮ハ一間社ヲ四所可建之、千木有、 摂州住吉之社者妻二間、後ロへ四間之宮、妻入ナリ、宮之並へ様、向テ右之方奥江三社並へ、左之方表ニ並テ一社有
稲荷大明神 三座	五間社ニ可建之
祇園天王 三座	三間社権現作り
山王権現 七社	権現作り之社ナリ、 或ハ七間社可依勸請
多賀大明神 一座	一間社或ハ三間社 神代之説ニ、此社ヲ日ノ若宮ト号ス、伊勢ノ神宮モ準日若宮作ルト有、然ハ此社ハ作り様ニ口伝有
熊野権現 三座	権現作り三間之宮、又唯一之勸請之時ハ流作り之三間社ニモ可建之 神名帳ニ右ハ速玉ノ神社ト有、別ニ同郡ニ熊野神社〔名神大〕ト云有リ、両社ヲ合テ三座権現ト云歟、本宮那智新宮之事不分明、勸請之宮作ル時、委可相尋也
三嶋大明神 一座	一間社、但依勸請相殿有之ハ、三間社ニモ可建之
五条天神 一座	一間社
諏訪大明神 一座	一間社
白山比咩神社 二座	二間社
厳島明神 一座	一間社、王子作り
荒神 三座	三間社
愛宕 一座	社、権現作り
天満自在天神 三座	三間社、但依為宮寺権現作り也
以上全体に対する注記	右之社之内大三間作り小三間作り者、其宮之大小ニヨルヘシ、一間社之内王子作り妻入之宮可有之
御巫祭神八座	八神殿也

田宗信伝来文書』「上棟之巻」では、「伊勢神宮之事は延喜式にも有之、其外内外の儀式帳など云秘本などにもしるしこれあれとも、神宮の外他に用ゆへき事ならねは云へきにあらす、然とも勸請の神宮田舎にも有へきなれば、神明作りの事は兼而たしなむへきなり」という²⁷⁾。17世紀の終盤には、神明勸請の際に神明造の社殿を作ることが求められるため、大工はその形式を知っておく必要があると考えられていたのである。

なお、時代が下るが、立石定準『匠家必用記』（宝暦6年（1756）刊）下之巻では、

宮社を造らんと欲バ、先其社の故実を尋、あく迄吟味して社の風を定べし。其形さまざま有といへども、両部習合ならざる社ハ神明造りか社造りにすべし。是古代の風なり。（中略）延喜式にのせたる由来久しき宮社ハ猶もつて神明造社造にして可也。然れとも伊勢及其外の名高き御社ハ故実を用て造られしことなれば、ことごとくその風に似するハ憚るべきこと也。只何となく質素清浄にしてかざりなく叮嚀に古代の風を考造るべし。

という記述がみられる²⁸⁾。神明造の社殿で祀る祭神の対象範囲は先述の『建仁寺派家伝書』や『黒田宗信伝来文書』と異なるが、ここでも神明造で建てることを推奨しつつ、伊勢神宮に悉く似せることは憚るべきであるとの認識が示される。

そもそも、社殿形式の分類・整理というのは、『建仁寺派家伝書』の列举にみられるように、多様な社殿形式を手掛けることを必要とされる状況から生まれたものであったらう。神明造という用語・概念がいつから使われるようになったかは不明だが²⁹⁾、神明造もまた、伊勢神宮の祭神を勸請した社殿で採用すべき形式として、各種本殿形式の分類・整理の流れのなかで定式化されたと推測される。

このような形式分類による神社本殿の理解は、神職の世界でも共有された。『神道名目類聚抄』（元禄12年（1699）序）は、神明造を含め、複数の神社本殿の諸形式を図入りで掲載する（〈〉内は原文の注記）。

石間造〈俗ニ八棟造ト云〉／神明造／皇子造〈春日造トモ云〉／権現造 堂社造〈此御殿ハ組モノ彫モノ等アリ、或ハ彩色ナトスルナリ〉／相殿造〈二間社トモ云〉／禿倉造

このような社殿の形式分類の理解が伊勢神宮周辺でどのように受容されていたのかは、いまだ十分に検討できていないが、18世紀前半には「〇〇造（作）」という表現が通用されていたことは確認される。すなわち、伊勢外宮の高宮玉串内人であった喜早清在の『毎事問』（享保17年（1732）成立）では、内宮前の宇治橋付近にある橋姫社について、以下のような問答が記されるのである³⁰⁾。

○問、宇治橋ノ西ナル橋姫社ハ水佐々良比売命ナリト云、然シテ此社二宮ノ制作ニ非ズシテ俗ニ云春日作ト云者ナルハ何ゾヤ、答、此社ノ事絶シテ旧記ニ無シ、（中略）或人ノ云ルハ慶長九年ニ秀頼公ヨリ雨森出雲守、安養寺喜兵衛二人奉行トシテ大橋ヲ造ラセラル、時ニ橋ノ前後ノ鳥居モ此社モ建タリト云、故キ宮ノ図モ無キ社ヲ当宮ノ制法無案内ノ奉行ノ下知シテ建タル故ニ山城ノ宇治橋姫ノ形ナドヲ模シ作レルカ、撰末社ノ例ニ非レバ春日作モ苦カラズ（中略）、橋姫社昔ハ春日制ナリシニ宝永造替ノ時ヨリ今ノ制ニ変ジタリ、問者ハ宝永以前ヲ挙テ問ナリ、

橋姫社が宝永6年（1709）の造替以前には春日造であったことについて、喜早清在は慶長9年に「当宮ノ制法」を知らない奉行が建てた際に山城の宇治の橋姫社を模したのではないかと推測する。問における「俗ニ云春日作」という表現は「問者」によるものか、記録を残した喜早によるものか不明であるが³¹⁾、俗称とするのは宗教的・学問的領域ではいまだ定着していない新しい言葉であったためだろう。

伊勢神宮周辺において春日造という形式が認知されているのであれば、神明造という形式概念を知らなかったとは考えがたい。そもそも近世に神道関連の情報源としてしばしば参照された『神道名目類聚抄』を、伊勢の神職らが目にしなかったということもないだろう。しかし管見の限りでは、江戸時代に神明勧請や社殿の模倣に抗議する場面においても、伊勢神宮が神明造という語を使用している例は確認できない。少なくとも伊勢神宮の神職が「この伊勢神宮の社殿の形式を神明造という」などと積極的に使っていなかったことは確かであろうし、各地に建てられた神明造社殿と同じ形式として認識されるようなことは、伊勢神宮としては決して受け入れられることではなかったであろうと今のところは想像している。

4 近世における神明勧請と社殿形式の模倣

さて、伊勢神宮による神明勧請停止の訴えは江戸時代にも続いた。『御朱印師職古格』³²⁾にまとめられた一連の文書によると、伊勢神宮から江戸幕府に対して神明勧請禁止の法度を出すよう求めており、元和5年に將軍より「其通弥堅可申付」³³⁾との御詔を得た。

この件について、神宮祭主（藤波）種忠から京都所司代板倉加賀守（勝重）に訴え出た書状では、「内々申入候

飛神明之事、従往古無之法度之義ニ御座候、前代迄者聞付次第不及御案内破却申付候、雖然近年方々ニ数多出来之由、近頃聞付候より、余猥ニ罷成候而、当家如法度申付度存、卒度御案内申入候処」³⁴⁾と経緯が説明される。決まり文句めいてはいるが、この時期に神明勧請が増加したという認識があったのであり、『御朱印師職古格』においても、元和の神明勧請停止をめぐる書状に続けて、加賀・三輪（大和）・長崎における神明勧請停止をめぐる文書が収められている³⁵⁾。

『御朱印師職古格』所収文書のなかには社殿に関わる話題は見られず、元和頃で建てられた神明社の社殿形式がどのようなものであったのかはわからない。中世に論争をよんだ栗田口神明は、17世紀前半に伊勢出身の野呂氏によって再興された（現在の日向大神宮）。北村季吟『菟芸赴泥』（貞享元年（1684））には社殿について「外宮内宮などのさまかたばかりうつせり」³⁶⁾とやや批判的に記されている。はたして17世紀段階において伊勢の内宮・外宮を模した社殿とはどのようなものであったか。おそらくこのように神明勧請が各地で多発するなかで、社殿の模倣を試みるものが増え、その手法が整理されるなかで神明造という形式が認知されていったのであろう。

おわりに

室町時代以来、伊勢神宮の祭神の勧請とあわせて、形態をも模倣する動きがみられたのに対して、伊勢神宮はその停止を訴えて独自性を守ろうとした。ただし、室町時代における社殿の模倣が現在いうところの神明造社殿に相当するものであったかは定かではない。そういったものもありえたであろうが、16世紀の高嶺太神宮の事例でいえば、直接的に模倣するのは萱葺屋根のみ、ということもあったとみられる。

それに対して、江戸時代には神明造という本殿の形式が定式化される。伊勢神宮の祭神の勧請に際して神明造社殿の造営を求められる場面に備え、大工の間で神明造の形式について情報を持つておくことが必要となった。実際、近世にさかのぼる神明造の遺構は各地にあり、名所図会等からその存在が確認できるものもある。神明造という社殿形式の確立と分類手法の普及は、伊勢神宮社殿の模倣の手法を画一化するという効果をもたらしたであろう。

前稿で触れたように、江戸時代になっても伊勢神宮の側では、形態を模倣されることに対して抵抗を試みている。伊勢神宮側の意識と合致するかどうかは怪しいところではあるが、『建仁寺派家伝書』や『匠家必用記』によれば、完全な模倣は憚るという微妙な線引きが、伊勢神宮以外でも認知されていたらしい。おそらく近代になって「唯一神明造」という言葉で伊勢神宮の社殿形式をその他の神明宮社殿から区別しようとするのは、同様の意識の別の現れ方といえるだろう。まさしく模倣の程度をめぐる微妙なかけひきが、近世・近代の神明造社殿の造

形には含まれていたのである。

本稿においては、中世・近世における伊勢神宮とその社殿の模倣と、神明造という社殿形式の確立という構図について、素描を行った。より大きな問題としていえば、祭神の勧請に応じて大工が多様な本殿形式の造営に対応するために、「〇〇造（作）」という形式の分類・整理がなされたことは、17世紀以降現在に至るまでの神社建築に対する認識に決定的な意味を持っていたのではないか。そしてそこに、形式の選択に付随する模倣という問題が離れがたく関わってくるのではないか。このような点について、より精緻かつ明瞭な像を得るべく、引き続き検討をすすめていきたい。

注

- 1) 加藤悠希「神社本殿における形式の選択と模倣」(『建築におけるオリジナルの価値』日本建築学会、2020年3月)。なお、本稿の第3節は、前稿と一部重複する内容を含む。
- 2) 神明造の定義は研究者によって多少のニュアンスの違いもあるが、形態的な特徴についていえば、「切妻造平入、両妻に棟持柱を立て、全体的に直線的な構成をとる。」(『日本歴史大辞典』、黒田龍二執筆)、あるいは「切妻造・平入りで、屋根に反りがない。両妻に棟持柱を有し、柱は掘立式とし、千木は屋根面を貫通して高くそびえる。また、茅葺屋根の頂に左右から障泥板を加え、その上に甲板を冠し、鯉木をのせる。」(『広辞苑』第7版)などといったものが現在における一般的な説明であろう。
- 3) 「氏経卿引付」『三重県史資料編 中世1(上)』(三重県、1997年)1-80「内宮解」。
- 4) ここでいう「別宮」とは、伊勢神宮で本宮につぐ格の宮号を有する所管社とは異なる。『神道大辞典』(縮刷版、臨川書店、1990年)の「別宮」の項で「中世期を通じ上下の崇仰を傾けた石清水八幡宮は諸国に互って神領の地を有し、その処に於ては本社に分祀を設けてこれをその地方の鎮守神と仰いだが、この種の分社を称して別宮といった。」というのとほぼ同義であろう。
- 5) 前掲「氏経卿引付」1-83「外宮解」。
- 6) 前掲「氏経卿引付」2-39「内宮解」。
- 7) 前掲「氏経卿引付」2-40「神祇官解」。
- 8) この区別について、三上左明は「露骨にいへば、経済的に困憊きつた神宮側ではこゝに関係を繋ぎ、祠官の輩の経済的資源に資する所あつた神明社は之を黙許し、さうでない神明社にはどこまでも圧迫を加へてゐたとも解せらる」と指摘する(三上左明「神明社に就いての一考察」『歴史地理』55巻4号、1930年)。
- 9) 東久仁政「伊勢神宮社殿の形態に関連する中世・近世の記述」(『日本建築学会計画系論文集』583号、2004年9月)。
- 10) 『増補大神宮叢書 12 神宮参拝記大成』(吉川弘文館、2007年)53頁。

- 11) 前掲『神宮参拝記大成』83頁。
- 12) 『神社古図集』(臨川書店、1989年)掲載図版を参照。
- 13) 『伊勢神宮と神々の美術』(霞会館、2009年)の掲載図版を参照。
- 14) 高嶺太神宮(山口大神宮)の造営に関しては、山室裕「高嶺太神宮にみる戦国期伊勢神宮勧請の考察—高嶺太神宮御鎮座伝記による高嶺太神宮の神殿形式と造営過程」(九州大学修士論文梗概、2010年度)も参考にした。
- 15) 『山口県史 史料編 中世2』(山口県、2001年)所収。以下の建物の形式に関する引用は909~910頁より。
- 16) なお堅魚木は「かつほ木両方木口〔とまゑ已上廿二ヶ所〕」とあり、おそらく内宮6本・外宮5本であったのだろう。これは格式としてみれば伊勢の両宮の別宮正殿と同等となる。室町時代頃の別宮正殿については福山敏男『伊勢神宮の建築と歴史』(日本資料刊行会、1976年)第18章「中古に於ける別宮正殿の形式」を参照。現在も、内宮別宮正殿は堅魚木6本、外宮別宮正殿は堅魚木5本である。
- 17) 浜島一成『伊勢神宮を造った匠たち』(吉川弘文館、2013年)。
- 18) 前掲『山口県史 史料編 中世2』所収の山口大神宮文書に含まれる「陶氏奉行人連署奉書」(天文20年(1551))では、「高向二頭大夫光盛」と高峯大宮司松田歳信との間の争論がみられる(916頁)。浜島一成『伊勢神宮を造った匠たち』において天正2年(1574)に内宮二頭工を譲ったとされる「光盛」と同一人物であろう。
- 19) この時期は、伊勢において式年遷宮が中絶し、正殿は失われていた時期にあたることから、この時点における伊勢神宮の仮設的な殿舎に彩色があつたり置千木であつたりした可能性はないとはいえない。しかし、軸部に彩色は無く、千木は破風が延長したものであるのが本来の姿であるという知識が失われてはいなかっただろう。
- 20) 式年遷宮中絶期間の正殿の状況については、福山敏男「神宮の建築とその歴史」(『神宮 第六回神宮式年遷宮』小学館、1975年)を参照。
- 21) 「天正十三年造宮記」『神宮遷宮記』巻四(神宮式年造宮序、1932年)562頁。
- 22) 「引付 天正拾二年より拾六年迄之事」『三重県史資料編 中世1(下)別冊 史料編中世1(上)補遺』(三重県、1999年)22頁。
- 23) 西山克「復活か創造か—天正一三年の神宮式年遷宮をめぐる」(ジョン・グリーン編『変容する聖地 伊勢』思文閣出版、2016年)。伊勢参詣曼荼羅図の諸本はいずれも前掲『伊勢神宮と神々の美術』掲載図版を参照。西山は、神宮徴古館本等の原図について、天正13年の両宮遷宮からさほどくぐらない時期の制作と推定する。なお、伊勢参詣曼荼羅図の制作年代に関しては、清水実「三井文庫本『伊勢参詣曼荼羅』の制作年代について—神宮徴古館本とJ・パワーズ本との比較による(再録)」(『三井美術文庫史論集』7号、2014年。初出、2000年)なども参照。

-
- 24) 高嶺太神宮のところで触れた千木に関していえば、神宮徴古館本が置千木、三井文庫本は破風から延長した千木のように見える。パワーズ本は不明。
- 25) 太田博太郎監修『匠明』（鹿島出版会、1971年）125頁。なお、図中の棟持柱に「御棟持ノ柱」との記載がある。江戸時代における伊勢神宮の社殿形式に関する記述のなかで棟持柱に言及されるものはあまりないので、注意をひくところがある。
- 26) 河田克博編著『日本建築古典叢書第三巻 近世建築書一堂宮雛形2 建仁寺流』所収（大龍堂書店、1988年）。
- 27) 坂本忠規・加藤悠希『黒田宗信伝来文書』『上棟之巻』の翻刻と紹介（『竹中大工道具館紀要』32号、2021年）。
- 28) 日本建築学会デジタルアーカイブスを参照。
- 29) 管見のうちで早い用例といえるのは、先に触れた『黒田宗信伝来文書』や『建仁寺派家伝書』等であるが、庄内藩大工・小林家旧蔵の木割書「やしろ乃目録」（慶長19年（1614）奥書）に「わうし作り」「住吉作り」の木割が書かれることを考えると（永井康雄・飯淵康一「庄内藩大工棟梁小林家旧蔵の慶長期以前の木割書に見られる一間社について（その2）」『日本建築学会技術報告集』7号、1999年2月）、17世紀初頭にはさまざまな「〇〇作（造）」の一つとして使われている可能性はあるものと推測している。
- 30) 喜早清在「毎事問」（『神宮隨筆大成 前篇』吉川弘文館、2008年）239～240頁。なお、橋姫社については音羽悟「饗土橋姫神社の歴史について」（同『悠久の森—神宮の祭祀と歴史』弘文堂、2014年）を参照。
- 31) 「問者ハ宝永以前ヲ挙テ問ナリ」と書かれることから、自説を述べるための想定問答ではなく、実際に問われたものではあっただろう。
- 32) 国立公文書館所蔵。『御朱印師職古格』については、平井誠二『御朱印帳師職古格』と山田三方一豊臣秀吉のキリシタン禁令をめぐる（『古文書研究』25号、1986年）を参照。以下の文書名は平井論文による。
- 33) 卯月6日付山田三方年寄中宛山田奉行書状（『御朱印帳師職古格』所収）。
- 34) 元和5年8月吉日付京都所司代宛祭主覚（『御朱印帳師職古格』所収）。
- 35) ただし、その後幕府は神明勧請を停止する条例をさほど重視しなかったことも秋山晶則「神明勧請・神号使用問題からみた幕藩権力と伊勢神宮—「尾州岩倉神明一件」覚書」（『歴史の理論と教育』96号、1997年5月）に指摘されている。
- 36) 『新修京都叢書 第十二』（臨川書店、1971年）404頁。近世の日向社については、村上紀夫「一九世紀京都近郊の神社と神人—日向神明社にみる」（『近世京都寺社の文化史』法蔵館、2019年）に詳しい。また、近世後期における日向社と伊勢神宮との争論に関しては、別稿を準備している。

を受けた研究成果の一部である。

付記：本稿は、JSPS 科研費 17K14795・21K04467 の助成